

彦根犬上広域行政組合の考え方

	項目	現行の規約	彦根犬上広域行政組合からの提案																	
1	組合名称	第1条 この組合は、彦根犬上広域行政組合という。	(協議会の結果) 「彦愛犬広域行政組合」	(組合からの新たな提案名称) 「彦根愛知犬上広域行政組合」																
2	共同処理する事務とその表記	第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、経営および管理に関する事務 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の埋立処分に関する事務	(協議会の結果) <table border="1" data-bbox="741 627 1176 1046"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>関係市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務</td> <td>彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(2) 火葬場の設置および管理運営に関する事務</td> <td>彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(3) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	関係市町	(1) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	(2) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	(3) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務		(組合からの新たに提案された表記) <table border="1" data-bbox="1435 622 1861 1054"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>関係市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務</td> <td>彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務</td> <td>彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1323 1123 1809 1155">提案内容：共同処理する事務の順序の変更</p> <p data-bbox="1373 1161 1906 1270"> (1) 古いごみ処理施設 → (1) 斎場 (2) 斎場 → (2) 最終処分場 (3) 最終処分場 → (3) 古いごみ処理施設 </p>	共同処理する事務	関係市町	(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務		(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
共同処理する事務	関係市町																			
(1) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町																			
(2) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町																			
(3) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務																				
共同処理する事務	関係市町																			
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町																			
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務																				
(3) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町																			